

○中山耕一委員長 さとう道昭委員。

○さとう道昭委員 おはようございます。自由民主党・県民会議のさとう道昭です。本日は委員長のお許しを頂きまして、質疑をさせていただきます。

まず冒頭、会派の皆様にごこのような機会を頂きましたこと、御礼を申し上げながら、また、村井知事をはじめ執行部の皆様、県職員の皆様が県土の発展のため、また、住民福祉の向上に日頃より努めていただいていることに、心より敬意を表します。

では、質疑をさせていただきます。まず、税務総合管理システム改修費について伺いさせていただきます。本予算を今議会で提案する必要性をお示しく下さい。また、本改修費の執行は、補正予算が成立したとしても、宿泊税条例の成立が条件であるか、お伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 税務総合管理システムの改修に必要な期間でございますが、大体一年ぐらいかかるといふふうに見込んでおります。一方で、今議会で宿泊税条例が可決されたといたしましても、宿泊事業者をはじめとした関係者の皆様に理解と納得を頂くための説明や、県民および旅行者の皆様へのお知らせなどに、同じく約一年ぐらい周知期間が必要と考えております。それで、県と同じく宿泊税を導入しようとしている仙台市と協議をいたしました。その結果、可決されたらそれぞれ速やかに税務システムの改修に着手し、県と仙台市が足並みをそろえて宿泊税条例を同じ日に施行することができるといふふうに進めるといふふうにいたしました。今般、仙台市におきましても、九月議会に宿泊税条例とセットで税務システムの改修経費を補正予算として提案してございまして、県も同様の対応が必要と判断したところでございまして。なお、税務システムの改修経費は、宿泊税条例の成立が前提となるものでございまして、宿泊税条例が可決された場合に限り執行できるというものでございます。○さとう道昭委員 一定の期間を要するということから、条例成立後、速やかに準備を進めていくという旨の背景、理解いたしました。本改修費は宿泊税条例の成立が前提であり、大きく関連することから、宿泊税についてお伺いさせていただきます。

宮城県において交流人口の拡大は急務であり、観光業を基幹産業として明確に位置づけ、観光施策の充実を図り、宿泊観光客数を増加させる方向性について、賛同いたします。観光施策を充実させるために財源確保が必要なのも当然です。九月十二日の県民

説明会において提示された、県内人口の減少に伴い、宿泊者に占める県民の数が減少するという指摘に、強い危機感を抱きました。日頃から複数の温泉旅館の経営者の方から、四割から五割程度が県内のお客さんだというふうに聞いているからです。付加価値を高めることで客単価を上げ、また、減少分の宿泊者数を県外やインバウンドの旅行者から穴埋めできなければ、同規模の施設や雇用を維持できなくなるということを意味していると思います。強い危機感を抱いたところでございます。また、村井知事は、官民一体となり、観光施策の充実を図るとの趣旨の発言をされておられます。この点も賛同しております。一体となれば、実りのある観光振興につながるはずです。一方で、ばらばらであれば、観光施策を実施しても効果は限定的となり、逆に観光振興の遅滞をも招きかねない、そう思っております。官民一体となるためには、言うまでもなく、お互いの理解が前提です。そこで、これまでの経過や議論において大きな焦点である、宿泊事業者の理解と共感についてお伺いいたします。延べ二百十四業者に個別訪問を行い、条件付き理解を含めて七割の方々に理解を得たと説明されてきました。個別訪問した際の宿泊事業者の受け止め方を、条件付き理解のほかどんな名称で分類されたのか、全てお示しく下さい。また、延べとしての事業者数ではなく、実数としての事業者数をお示しの上、実数における条件付き理解を含めた理解は何%であったのか、また、実数ではなく延べの事業者数を用いて説明してきた理由をお示しく下さい。

○村井嘉浩知事 この数字について、今ご質問がありましたのでお答えいたしますけれども、まずもって私どものほうとして、説明の仕方が少し、客観的なデータのように見えているのですが、実は回った職員の主観的な思いというのが入っていますので、そういった意味では、議会のほうから厳しいお叱りを受けたことについては、真摯に反省しなければならぬというふうに思っております。今ご質問がありましたので、それに就いてまずお答えをさせていただきます。まず、賛成の区分でございますけれども、条件付きの理解、それから、消極的であるものの税導入にご理解を頂いた消極的な理解、それから、組織の役員としての立場上の反対、明確にもう反対、それから賛否が不明と、そういった六項目にお話を分けて分類して、我々としては捉えたということであり、個別訪問した事業者の実数は百三十七であります。そのうち同一事業者に複数回訪問した結果も含めて、延べ数でお示いたしました。賛成や条件付き理解等の割合は、延べ

の場合も実数の場合もおおむね同じ割合でございまして、延べの場合は六八%、実数の場合は六六%ということになってございます。このような形でありますけれども、これはやはり我々職員が現場に行ってお話をさせていただくと、当然顔を合わせてですから、丸・バツ・三角のアンケートとはまた違った感じで、人間同士ですから、阿吽の呼吸で言いたいことも言えないということがあったと思いますし、逆に本音を言ってくれなかったこともあるというふうに思います。ですから、これをもって賛成の方のほうが多かったというのは、私はちよつと言い過ぎたなと思つて深く反省しております。ただ、職員がこれだけ足しげく靴底を減らしながら歩いて、これも議会の皆さんから、ちゃんとした事業者の皆さんの声を聞けということがありましたので、集まっていたただけではなくて、個別に歩こうということと歩いたということとでございますので、そういった職員の心意気については評価をしていたきたいなという思いは私としてはあるということ、それだけちよつとお話ししたいと思ひました。

○さとう道昭委員 延べと実数の割合が変わらないということは、おそらく職員の方々には二回足を運んだところもあるかと思ひます。その中には、おそらくもう当初強い反対を頂いたところにも改めて伺つたということだと思ひますので、その取組、また姿勢に関しては、深く敬意を表したいと思ひます。その上で、賛成と分類した割合は何%でしたでしょうか。

○村井嘉浩知事 これも皆さんに当初お話ししたことをベースにお話ししますので、ちよつと今の私の思いとずれはあるのですけれども、六分類のうち、賛成と分類した事業者の割合は、延べ数の場合は一五%、実数の場合は一八%というふうに分類いたしました。また、条件付き理解は、延べの場合は四五%、実数の場合は三六%。そして消極的理解は、延べの場合は八%、実数の場合は一二%というふうな分類をさせていただきました。また、先ほど何回も言っているように、これが客観的なデータでは決してないということはお前提としてお話をさせていただきたいと思ひます。

○さとう道昭委員 ありがとうございます。知事の答弁もございましたけれども、通告させていただいておりますので、そのまま質問を続けさせていただきます。

これから述べる趣旨の発言をどう分類したのかを確認したところ、全て条件付き理解に分類したとの説明を受けております。「交流人口の拡大が必要なのは理解できる。

そのために観光施策のための財源を確保することも理解できる。ただ、財源としての宿泊税の創設には反対だ」、「地域ごとの観光施策を宿泊事業者と協議すべきで、宿泊税導入は拙速である。そのため反対だ」、「観光業への将来ビジョン、もしくは観光宿泊者数の目標値が見えないため、宿泊税導入は反対だ」。これらの趣旨の発言は、全て条件付き理解と分類されたということでした。このことから、条件付き理解と分類された中には、反対と分類すべきものが含まれていると感じます。本来の言葉の意味との乖離があり、適切な整理とは言えず、到底受け入れることはできません。条件付き理解を含めて七割の方に理解いただいたとの説明を撤回、もしくは二割弱の賛成などと訂正すべきと考えますが、見解を伺います。

○村井嘉浩知事 先ほど言いましたように、これは客観的なデータではありませんので、明らかな誤りでもないと思います。じゃあ明らかに正しいのかというと、そうでもないというふうに思います。これは職員が現場を歩いてそのように感じたという、そういうものだと思つて受け止めていただきたいと思います。先ほども言ったように、職員が生懸命歩いて「こうだ」とまとめたものについて、明らかに間違いだということはなかなか私の立場で言いづらいということを御理解いただきたいのですが、ただ、何度も申し上げるように、いかにも客観的なデータのように説明をしたことについては、やはり当初からそうすべきではなかったと、今のような説明をちゃんとした上で、こういう解釈でやりましたというような説明をした方がよかったというふうに思っております。今後はこういうことのないように努めてまいりたいと思います。

○さとう道昭委員 ありがとうございます。ちよつと改めてになってしまいましたが、確認として質問させていただきます。知事は、いろんな場面で強い口調で、条件付き理解を含めて七割理解を頂いたということをかなり強く主張されていたところがございます。その状況の中で今の御発言となると、過去の発言に関して申し上げると、撤回ということはお考えにならないでしょうか。

○村井嘉浩知事 過去の発言を、撤回というよりも訂正をさせていただきたいというふうに思います。先ほど言ったように、完全に間違いではないと思っておりますので、完全に正しくもないのですけども、完全に間違いでもないということでございますので、表現として誤りであったということを確認、そして修正をさせていただきたいというふう

に思っております。

○さとう道昭委員 続きまして、県は過去に、県の意向と当事者の意向が大きく異なった際に、期限を区切らずに対話が続け、当事者の合意を得てから結論を得た経験をお持ちです。例えば、仙台空港の二十四時間化です。立地する名取市、岩沼市の地元住民からは強い反対がありました。県は期限を区切らず、合意いただけるまで対話が続けたというふうに説明を受けています。平成三十年に二十四時間化の方針を表明してから、二年六か月にわたり、計六十七回の説明会を開催されました。住民の合意を頂けたことを踏まえて、名取市、岩沼市との覚書締結のステップに進んだと伺っております。宿泊税において特別徴収義務者と想定し、また、地域の観光業の主役である宿泊事業者は当事者です。宿泊税導入に当たり、なぜ当事者と合意を得ずに議会に提案し、結論を得ようとするのでしょうか。できない理由があるのであれば御説明ください。

○村井嘉浩知事 我が県の観光の将来を考えた場合の懸念として、一つ目は、国内人口が急激に減少する中で、二〇五〇年までに約五十万人の減少が見込まれておりまして、県内旅行者に頼った観光では駄目だということ。また、二つ目は、前も話したように、ゴールデンルートという地域にお客さんが集中している。そして外国人のシェアが〇・五%にとどまっている。三つ目は、全国各地で非常に厳しい競争になっていて、東北が一人負けになっていて、東北の中心地である宮城が頑張らなくてはいけないと、こういうようなことを考えまして、今回進めることにいたしました。仙台空港の民営化について、非常に御理解いただいております。ただ、税は毎回やはりかなり厳しく御批判を受けます。発展税のときは物すごい、経済界全体が、今回は宿泊事業者なんですけれども、経済界全体が猛反対でした。また、環境税をやる時も、県民一人一人からお金を頂くということで、相当厳しいお叱りを受けました。税というのはちよつとまた異質かな、違うかなというふうに思っております。あと、今回いろんな方にお話を聞いて、宿泊事業者の方だけではなくて観光関係者の方にもお声がけして、観光事業者全体では、ほとんどの方が賛成だとおっしゃっています。宿泊事業者の方の中の、やはり大部分の方が厳しい御意見をおっしゃるといふことございまして、そういった意味では、全員が賛成ということはなかなか税の場合は難しいのですが、観光事業者全体で見ると、私は御理解を頂いている方が相当出てきたのではないかなというような受け止

めをしているということでございます。

○さとう道昭委員 ありがとうございます。今回は理解と共感についてお話を伺わせていただきましたので、しっかり受け止めてまいりたいと思います。

続きまして、子ども食堂運営支援費についてお伺いさせていただきます。子ども食堂は、各地域においてそれぞれの家庭環境にいる子供たちの居場所となり、また、地域の大人との出会いの場になっています。子ども食堂は社会や地域においてどんな役割を果たし、どのような存在意義を有していると認識されておられるでしょうか。今回予算計上した背景と、制度概要と併せて御説明ください。

○志賀慎治保健福祉部長 子ども食堂は、お話ししましたとおり、子供が一人でも行ける無料または低額の食堂でありまして、その役割は、子供への食事提供による栄養補給、あるいは食育の推進といったことにとどまらず、保護者や地域の一人暮らしの高齢者の利用、子育て等に関する情報交換、地域の憩いの場としての利用など、地域の方々にとつての居場所として、地域活性化にも貢献しているというふうに認識してございます。今回の補助事業は、物価高騰の影響を受けた子ども食堂を運営する事業者の負担軽減を図るため実施するものでございまして、今月から来年二月までの間に、県内で開催される子ども食堂の運営に要する補助対象経費の四分の三について、三十万円を上限として、県から事業者に対し、直接補助を行うといったものでございます。

○さとう道昭委員 非常に地域にとって重要な役割を果たされているというふうに感じております。いくつかの子ども食堂の現場に伺った際に、こんな声を伺いました。「どこにも旅行に行けない子供も通っており、遠出する体験を提供したいが、バス代が高くて捻出できない」、「食材を保管するための冷蔵庫が必要だ」、「子ども食堂開催に合わせて学習支援を行っているが、支援者に謝礼が払えず、ボランティアで協力を頂いている。大変心苦しい」と、そういうお声を頂きました。確かにバス代は、昨年、貸切バスにおける公示運賃が改定され、上昇傾向です。また、本年八月分の消費者物価指数において、冷蔵庫を含む家庭用耐久財は、前年同月比七・七%の上昇でした。本助成金において、これらの声に応えられる部分はあるでしょうか。見解を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長 今回の補助事業でございますが、子ども食堂の運営に当たって直接的に要する食材の購入費、光熱水費、消耗品費等の経費を対象と考えてございま

して、冷蔵庫等の物品の購入に関しましては、一部条件を付した上で対象とすることが可能になるものと想定はしております。なお、ほかに御指摘いただいたような様々な経費がございますが、物価高騰の影響をそれぞれ受けているといったことは認識してございますけれども、例えば遠出体験のためのバス代とか学習支援者の謝礼といったことについては、食材等を中心とした物価高騰といった範疇にはちよつと当てはまらないのではないかといったことで、現時点では想定しておりませんが、本事業の食材を中心とした負担軽減を図ることによりまして、全体的な運営経費の中で、そういったものの捻出につながっていくような好循環の形につながればありがたいなというふうに思っております。

○さとう道昭委員 ありがとうございます。間接的に補助になるというふうに感じます。そういった現場の声があるということを、ぜひ受け止めていただければと思います。

また、もう一点伺います。税を原資とした補助金である以上、適正な手続が必要となりますが、本事業は支援の一環でもあることから、申請自体が大きな負担になることは避けるべきであり、可能な限り簡便にすべきと考えています。申請に必要な内容はどんな内容を想定しているでしょうか。また、昨年度も同趣旨の補助金がありました、その際の申請書類よりも簡便にすることは考えておられるでしょうか。

○志賀慎治保健福祉部長 補助事業という性格上、事業の計画、あるいは収支予算、そういった事業の確実な実施の確認をできるようにするための必要な書類の提出は、やはり最低限お願いしなくてはいけないなというふうには考えてございます。ただ、その申請書類ですけれども、昨年度使ったものをベースとして、それほど大きく変えない形のものを想定しております、昨年活用いただけた事業者にとりましては、そのノウハウがかなり生かせるのではないかというふうなふうに思っておりますし、ただ一方で、申請書類に不慣れな方もいらっしゃるということですから、できる限り簡素化を図るとともに記載例を示すなど、分かりやすい申請方法となるように検討して取り組んでまいりたいと思えます。

○さとう道昭委員 昨年度の申請窓口は、ふうどばんく東北AGAINさんが担っていただけていました。昨年申請された方から、丁寧に御対応いただいて大変助かったというお声を頂いております。今回は県が直接窓口となるスキームとなります。昨年申請さ

れなかった方も申請がある可能性があります。今年になって子ども食堂を始めたという方も、私も何人かにお会いしておりますので、初めての方も多分いらっしゃるかと思えます。ぜひ丁寧な寄り添った対応をお願いできればと思います。また、子ども食堂の運営者から伺った話になりますが、食事のイベントは、地域の子供たちにとって参加しやすく、支援者の雰囲気を感じることができてよい場になっているというふうに伺っています。支援が必要な子供たちにとっては、支援者との出会いの場であったり、支援の入り口になり得ると、そういうふうに感じております。本制度を通じて、地域の子供たちを支援いただきまして、また、県として子ども食堂への支援を、本制度を含め充実いただくようお願い申し上げます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。自然災害避難支援アプリ導入費についてお伺いさせていただきます。本アプリは、市町村と住民が利用することを想定したものと説明を受けています。本アプリ導入を県が主導すべきとの考えに至った背景と、本アプリの概要をお伺いいたします。また、本アプリの県民の導入率の目標値を併せてお示しくください。

○村井嘉浩知事 能登半島地震において、避難先が他の自治体を含む広範囲にわたり、広域避難のための対応に苦慮したことに加えまして、激甚化・頻発化する災害への対応体制を迅速に整備するため、県が主導して一括導入するいたしました。市町村ともいろいろ調整したんですけれども、やはりそれぞれ市町村によって、お金を出すならちよつとというところもありました。したがって、県で一括してやった方がいいだろうと。東日本大震災のときに、私、本当に県民の皆さんに申し訳ないなと思ったのは、どこに誰がいて何を求めておられるのかということが全く把握できなかったんです。やっぱり今回、能登半島でもまだ改善されていない。Suicaでとりあえずやったんですけれども、Suicaを一人一人入れていかなくはいけないんですね。それはやはり非常に難しかったのでミスも多かったということでありますので、そういうことを考えまして、全県で、女川の方が仙台で被災する場合もあるし、仙台の方が亘理町で被災するかもしれません。そういった意味で、全県でやった方がいいだろうというふうに考えました。まずこのアプリは、五年間で五〇%を目標ということで、非常に高い目標にしておりますが、何とか一人でも多くの方に入れていただきたいというふうに思っております。



○さとう道昭委員 非常に効果的なアプリだと思いますし、災害が起きる前にダウンロードいただくことが何よりも肝要だというふうに感じております。避難所でのスムーズな受付にもなりますし、ニーズ調査も非常にできるといふふうに伺っておりますので、個別の対応が非常に行政としてしやすくなってくる、本当に価値のあることだと思えます。ちょっと改めてになりますが、本アプリでの市町村にとってのメリットと、県民にとってのメリットがそれぞれ何であると考えておられるか、お示しください。

○高橋義広復興・危機管理部長 市町村では、受付業務や受付後の名簿作成が瞬時に完了するという一方で、避難所運営業務の省力化につながります。あるいは、アンケート機能により被災者の状況やニーズを容易に把握できるようになります。一方、県民のメリットとしては、市町村の区域ではなく居住地ごとの避難情報というのが受け取ることができるようになります。そうして迅速な避難行動につながるということができまます。また、市町村の受付業務が省力化することで、その余力を避難者等の支援に向けることとなりますので、より手厚い支援を受けることができるということなどが挙げられます。

○さとう道昭委員 先ほど、居住地ごとの避難の情報を県民が受け取られるということをお話いただきました。また、これはプッシュ型でスマホに通知されるというふうに伺っております。通常、避難情報というと、テレビですとかインターネットの情報、携帯電話によるエリアメールなどもございますけれども、それらと比べたときに、本アプリがどの点で優れているのでしょうか。例えば、身分証アプリと連携されることから、住んでいる住所に合わせた情報提供は可能なのでしょうか。例えば住所ですと、町名ですとか団地名まで限定して避難情報を得られるのかどうか、その辺りについてお伺いたします。

○高橋義広復興・危機管理部長 今の御質問ですけれども、基本的にはデジタル身分証と連携しているということになりますので、住所も地番までデータの中に入っているということになります。ですから、理論上は、それこそ個人のお宅に通知するということも、それは事実上可能であります。ただ、あとは市町村のほうでグルーピングという作業が必要になってきますので、それにどれだけ手間をかけるかという形になります。例えば、最初は広いエリアで設定をした上で、少しずつ、例えば河川の流域のエリアであ

ればエリアで設定するとか、あるいは土砂災害警戒区域であればこの区域で設定していくと、あるいは避難所ごとのエリアで設定するとか、そういったことを市町村の負担も見合いながら、市町村の方で設定ができるかと思えますので、そういったことをしていただくということができるかと思えます。

○さとう道昭委員 理論上は住所ごとに行けると。あとは自治体の判断になってくるということですね。ただ、非常に利便性が高いなというふうに思いますし、その点は県民にとつてのメリットだと思いますので、ぜひ広報として強調いただけるのがいいのかなというふうに感じたところでございます。

もう一点お伺いいたします。補正予算に計上された経費は、令和七年三月までのライセンス料だというふうに伺っています。本アプリは四月以降も継続する考えはあるのでしょうか。県民にとつては、アプリが変わることは負担であり、混乱を招きます。県民への普及のための地域ポイントの付与も計上されておられます。万が一、アプリが継続されなければ、無駄となってしまう経費になってしまいます。より使い勝手のよいものが出てきたときに、アプリを変更する柔軟性も必要ではありませんけれども、二百三十万人の県民を対象とした、この場合は一定期間以上利用できる制度設計とすべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○高橋義広復興・危機管理部長 県といたしましたは、このアプリの普及を通じて、やはり行政が行う避難者支援業務の円滑化とか、住民の迅速な避難行動につなげていきたいというふうに考えております。ですから、来年四月以降もこの事業を同じような形で継続していきたいなと考えておりますけれども、では具体的にどういうふうにそれを制度設計していくかというのは、今後検討してまいりたいと思えます。

○さとう道昭委員 非常にこのアプリ、県民にとつても市町村にとつてもメリットが大きいものだと思います。課題は様々あると思えますけれども、対策を講じながら、ぜひ前進していただければと思います。

最後に、地域ポイント等導入支援費についてお伺いをさせていただきます。本事業の概要と、アプリの普及策として地域ポイントの付与が最善であると選択した理由をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 これをすることによって、皆さん、使いたいという気持ちになってい

ただけるのではないかということでもあります。やはり使える場所も必要だということでありまして、今回、コンビニだとかスーパー、ドラッグストア、こういったところを今広げているということでございます。

○さとう道昭委員 地域ポイント三千ポイントということで、非常に魅力的なところはあるだろうと思いますので、一つの策だというふうに受け止めております。今回、買い物に利用できる店舗をスーパー、コンビニ、ドラッグストアなどを調整中というふうに伺っております。現在の調整状況を可能な限り具体的に御説明ください。また、三十五市町村全て、それぞれ一か所以上は利用できる見込みでしょうか。お願いいたします。

○村井嘉浩知事 コンビニ以外は、大体皆さんの知っているお店で使えるようになっていと思います。コンビニはちょっと手数料が高いので、全てのコンビニは難しいのではないかなと思っております。今ある程度絞りながら調整をさせていただいております。おそらく全市町村で使えると思います。これは全県で使えるミニアプリですけれども、今度それぞれの自治体で、例えば丸森町なら丸森町のお店でしか使えないミニアプリというのができまして、お店に二つのQRコードがあって、全県で使えるQRコード、丸森町でしか使えないQRコード、で、丸森町は丸森町の地域ポイントがそこで使えるということ、これをやることによって、このアプリが普及すれば、それぞれの自治体のみで使える地域クーポンみたいなやつをこれを使ってやれるようになるということ、非常に市町村にとっても便利がいいものになるだろうというふうに思っています。

○さとう道昭委員 ありがとうございます。終わります。